



兵庫労働局発表
平成28年2月29日

担当

兵庫労働局労働基準部健康課
健康課長 岸上祐介
主任労働衛生専門官 橋本正彦
(電話) 078-367-9153

報道関係者 各位

兵庫県内初の「安全衛生優良企業」認定について

兵庫労働局（局長 中山明広）は、このたび、下記の企業を兵庫県内初の「安全衛生優良企業」として認定することとしました。

これは、厚生労働省が昨年6月1日より開始した「安全衛生優良企業公表制度」に基づくもので、労働者の安全や健康を確保する対策を積極的に取組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業がより社会的に評価され、認知されることで、各企業における同様の取組を促進することを目的としたものです。

この制度は、企業からの申請を受けて審査し、基準を満たせば3年間の認定を行うもので、認定された企業は、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」などで公表されるほか、認定マークを商品や名刺に使用でき、様々な機会にPRすることができます。

なお、認定通知書交付式を3月1日（火）午後1時30分に、兵庫労働局（局長室）で行います。

記

認定企業名	パナソニックエコソリューションズ池田電機株式会社
代表者	代表取締役社長 宮城秀雄
所在地	兵庫県姫路市西延末397番地の1
業種	電気機械器具製造業
事業内容	照明点灯装置等、電気機器の製造

安全衛生優良企業 は労働者の 安全や健康を守る企業の証です

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ることは、企業にとって不可欠です。労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して—安全衛生優良企業認定を受けませんか？



安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



厚生労働省労働基準局安全衛生部
都道府県労働局（労働基準部健康安全主務課）

認定の
基準は?

認定の基準の概要は次のとおりです。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。

STEP 1

必要項目を
全て満たす

第1 企業の状況として満たしていることが 必要な項目

- 労働安全衛生法等の違反の状況
- 労働災害発生状況
- その他優良企業としてふさわし
くない事項

優良企業にふさ
わしいかどうか
確認します

第2 企業の取組として満たしていることが 必要な項目

- 安全衛生体制の状況
- 安全衛生全般の取組

基本的な取組が
できているか確
認します

STEP 2

主要な取組・対
策ごとに6割以
上、全体とし
ては8割以上を取
得する

第3 企業の積極的な取組を 評価する項目

- 安全衛生活動を推進するための
取組
- 健康で働きやすい職場環境の整
備（健康保持増進対策、メンタル
ヘルス対策、過重労働防止対策、
受動喫煙防止対策）
- 安全でリスクの少ない職場環境
の整備

積極的な活動を
評価します



安全衛生優良企業公表制度の背景

誰もが安心して
健康に働くこと
ができる会社で
あることをPR
したい。

企業

労働災害の防止や労働者の健康確保対策
は、働く全ての人やその家族にとって大切なこと
でありながら、積極的に取り組む企
業の認知度が高いとは言えませんでした。
そのため、この制度は、労働安全衛生対策
をより広く認知してもらうこと、そして積
極的な取組を進める企業を応援すること
を目的として作られました。

社員に健康に働
いてもらうため
の企業独自の取
組も、評価して
もらいたい。

企業

申請の方法は?

申請の方法は次のとおりです。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。



厚生労働省のHPで
自己診断

企業

自己診断で
一定基準を
満たす

- 安全衛生マニュアル
- 就業規則
-

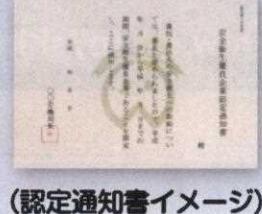
本社管轄労働局への
申請書類の作成

申請

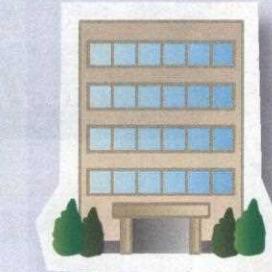


厚生労働省のHPに
企業名公表

認定



(認定通知書イメージ)



労働局

書類審査、
ヒアリング調査の実施

申請Q&A

Q どんな企業が申請できるのですか？

A 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。

Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？

A 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。

Q 認定期間は何年ですか？

A 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。

Q 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？

A ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていなければ項目を満たしていない、というものではありません。

Q 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？

A 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

認定の
メリット
とは?

優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表されます。また、安全衛生優良企業マークが名刺や商品などに使用でき、さまざまな場所でPRすることができます。それによって、以下のような効果が生まれます。

みんな元気で
仕事がはかどる!

企業イメージの
向上

社員を
大切にする
会社だな!

安全・健康確保に
による生産性の向上

安全・健康に
長く掛けそう!

取引先が
優良企業だと
安心だ!

社員の働く
意欲向上

優良企業なら
働きやすいね!

取引先へのPR

求職者へのPR

ホームページ

安全衛生優良企業についての情報は、ホームページをご覧ください。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html



お問い合わせは



都道府県労働局労働基準部健康安全主務課へ

受付時間 8時30分から17時15分まで（土曜日・祝日・休日・年末年始を除く）

働く人の安全と健康こそ企業の業績
認定制度を活用しましょう！